

すべての事業者に影響があります！！

消費税軽減税率制度対策補助金セミナー

2019年2月14日(木)

①午前の部 10:00～12:00

②午後の部 14:00～16:00

場 所:宮古島市中央公民館 2F 視聴覚室

詳しくは 宮古島商工会議所 72-2779 まで。



消費税の軽減税率制度は、平成31年度10月1日から引き上げられる消費税税率と同時に実施されます。この制度は、飲食料品小売業に留まらず、全ての事業者に影響があります。

当セミナーでは、軽減税率制度のポイントや軽減税率対策補助金の活用、法人・個人事業者として準備すべきこと等について分かりやすく解説いたします。経営者および実務ご担当者等多くの皆様が受講されるようご案内致します。

【切り取らずにFAX送信して下さい】

宮古島商工会議所 行

申込日:平成 年 月

受講申込書

事業所名		業種	
住所	沖縄県宮古島市		
	TEL ()	FAX ()	
受講者名			
希望時間	<input type="checkbox"/> 10時～ <input type="checkbox"/> 14時～ ※希望時間にチェックを入れて下さい		

※受講申込書にご記入頂いた情報は、当研修会に関する連絡のみに利用致します。

【FAX:0980-73-1543 宮古島商工会議所】